

風水害・土砂災害について ②

警戒レベルと住民がとるべき行動



それぞれの警戒レベルに相当する情報を、**早めの避難行動の判断**に役立ててください。日高町からの**避難指示等の発令に留意**するとともに、避難指示等が発令されていなくとも**自ら避難の判断**をしてください。警戒レベル5の状況では災害が発生して避難できなくなることから、**警戒レベル3や4の段階で避難**することが重要です。

災害時とるべき行動を、5段階の「警戒レベル」でお知らせします。



警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5 緊急安全確保**の発令を待ってはいけません!

警戒レベル4 避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3 高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

※身の危険を感じたときは**警戒レベルに関わらず避難**してください。また、必ずしもレベル1から順に発令されるとは限りません。

警戒レベル5 緊急安全確保が発令された場合
これまで経験したことのないような、危険が差し迫った異常な状況にあります
ただちに**「命を守る行動」**をとってください!

特別警報の発表基準

特別警報の種類		特別警報の基準
気象特別警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

実施に当たっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。この「数十年に一度」の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載する。

災害情報の伝わり方

災害情報の伝達経路

状況に応じて、気象情報(大雨・洪水などの注意報・警報や台風・地震・津波についての情報)と避難情報は、下図のように町民の皆さんに伝えられます。



災害による被害が拡大するおそれがあり、住民への危険が迫ったときには、状況に応じて町災害対策本部から以下の避難情報が発令されます。避難情報が発令された場合は速やかに行動しましょう。

高年齢者等避難

警戒レベル3 高齢者等避難
避難に際して時間がかかる高齢者、身体障害者等は避難を開始し、それ以外の人も必要に応じて外出を控えるなど普段の行動を見合わせ、避難の準備をし、自主的に避難する。河川沿いや低い土地など早めの避難が必要な場所の住民は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

避難指示

警戒レベル4 避難指示
「避難指示」は、水害等の災害のおそれがある場合に出され、まだ避難していない人はすぐに避難しなければなりません。避難する(時間的)余裕がない人は、生命を守るための行動が必要です。避難指示が発令されたタイミングで、該当地域にいる人が危険な場所から全員避難することを基本としています。避難する場合は指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅などに移動する「立退き避難(水平避難)」が望ましいですが、移動する時間がない場合や、洪水や高潮などで高層階が浸水しないと想定される場合は、上階への移動(垂直避難)や高層階に留まる「屋内安全確保」も有効です。出来るだけ早く近くの避難所や安全な場所に避難しましょう。
※「避難勧告」は、安全な場所への立退きを求め、早めの避難を促すために発令されてきましたが、2021年の災害対策基本法改正によって廃止となり「避難指示」に一本化されました。

緊急安全確保

警戒レベル5 緊急安全確保
「避難指示」「高齢者等避難」の段階で避難できなかった場合や、状況が急激に切迫して安全な避難が難しくなった場合に緊急的に発令されます。既に災害が発生して危険が目前に迫り、指定緊急避難場所などへの立退き避難が困難になっています。上層階や近隣の堅固な建物、建物の入り口や窓から離れた場所など、少しでも安全な場所へただちに避難しなければなりません。

これらの基準によらず、気象や水位の情報を総合的に判断して避難指示等を発令する場合がありますので、役場等からの情報に十分ご注意ください。